

産業・組織心理学会会則

第1章 名称・目的および事業

- 第1条 この学会は産業・組織心理学会（Japanese Association of Industrial and Organizational Psychology、略記 JAIOP）と称する。
- 第2条 この学会は組織とかかわりを持つ人間行動の理解に関心を有する研究者ならびに実務家間の連携・協同により、学問の進歩及び社会の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 この学会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1．会員の研究促進を目的とする年次大会及び研究会の開催
 - 2．内外における、この研究分野に関係する情報の収集とその提供
 - 3．内外における、関連諸団体との連携と交流の促進
 - 4．会員の研究成果ならびにその他の諸情報を掲載する機関誌及びその他の刊行物の編集・発行
 - 5．若手研究者の研究活動の奨励
 - 6．その他この学会の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織と運営

- 第4条 この学会の会員は個人会員、法人会員及び名誉会員とする。
- 個人会員は、（1）産業・組織心理学あるいはこれに関係ある分野において、教育、研究に従事している者、（2）産業・組織心理学に関連のある分野において満3年以上の実務経験を有する者、（3）産業・組織心理学に関連のある研究分野の大学院生、（4）その他、常任理事会において特に認められた者とする。
- 法人会員は、この学会の趣旨に賛同し、その事業にも参加を希望する法人とする。
- 名誉会員は、この学会の目的達成に関し多大の功績を有する70歳以上の会員の中から、理事会の発議により、総会の決議に基づき決定される。
- 第5条 この学会に入会を希望する者は、必要書類を添えて事務局に申し込み、常任理事会の承認を受け、所定の会費を納入しなければならない。
- 個人会員の会費は、年額8,000円とする。法人会員の会費は1口1万円とし、原則として5口以上とする。
- 会費を2年に渡り納入しない者は退会したものとみなす。
- 会員にこの学会の目的に反する行為があった場合は、除名されることがある。
- 第6条 この学会の事業を運営するため次の役員を置く。役員の任期は3年と

し、重任を妨げない。監事を除き役員の総数は当分の間 40 名とする。
役員の決定は別に定める役員選出細則による。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 1 名
3. 常任理事 若干名
4. 理 事 若干名
5. 監 事 2 名

第 7 条 会長は、常任理事会において選出する。

第 8 条 常任理事は、会長とともに会務を執行する。

常任理事は、理事会において選出する。

第 9 条 理事は会員中より選出し、この学会の運営の任にあたる。

第10条 監事は会員中より選出し、この学会の会計を監査する。

第11条 この学会に常任顧問を置くことができる。

常任顧問は、会長経験者及び名誉会員の中から、会長が委嘱する。

常任顧問は、会長の要請により、理事会及び常任理事会に出席することができるが、議決権を有しない。

第12条 この学会は年次大会の時に総会を開催する。ただし会長において必要があると認めるとき、臨時総会を開くことができる。

第 3 章 会 計

第13条 この学会の経費は、会費、寄付金及び補助金等により支弁する。

第14条 この学会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日で終わる。

第 4 章 補 則

第15条 この学会の運営に必要な細則は、常任理事会の発議により、理事会において決定する。

附 則

1. 会則は昭和 60 年 11 月 15 日より施行する。

本学会設立日より 3 年間は、本学会の運営は発起人中より選出した役員により行うものとする。

2. 昭和 63 年 11 月 15 日改定施行する。

3. 平成 3 年 11 月 15 日改定施行する。

4. 平成 4 年 11 月 15 日改定施行する。

5. 平成 7 年 9 月 15 日改定施行する。

6. 平成 8 年 9 月 21 日改定施行する。

7. 平成 15 年 9 月 11 日改定施行する。

8 . 平成 18 年 9 月 2 日改定施行する。